

パブリック・コメント結果一覧に係る意見書のまとめ【木暮委員】

資料名	指摘箇所
パブリック・コメントの意見の概要と事務局の見解	「児童デイサービスの支援」を追加する
ご意見等	
<p>児童デイサービスの事業はありますか。それについて支援をすることになりますか。何を支援するのですか。 126「(仮称)こども総合施設の整備」に含めることはできませんか。</p>	
回答・コメント	
<p>児童デイサービスは、障害者自立支援法第5条第7項に基づき実施する事業です。事業内容は、18歳未満の障害のある児童が施設等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業です。直接、市が運営する場合と社会福祉法人等の事業者が運営する場合があります。当市では、22年1月、下新倉2丁目にNPO法人が運営する施設が1か所開所しました。児童デイサービスの仕組みは、基本的に下図のとおりです。事業者が運営する場合は、経営基盤の安定を図るため家賃補助を実施して支援していきます。</p> <p>(仮称)こども総合施設は、保護者が働いている、いないにかかわらず児童を受け入れて、教育・保育を一体的に行う事業(認定こども園の事業)や家庭における児童の養育がさまざまな事情で養育困難になった場合に、お子さんを一時的に宿泊や夜間を伴ってお預かりする事業(ショートステイ・トワイライトステイ)といった先進的な事業を行う施設です。こども総合施設で児童デイサービスを実施することは可能ですが、現在、市が直接運営する予定はないことから、こども総合施設で実施する事業を選定する際に、検討します。</p>	
修正提案	
<p>市が実施主体となる後期行動計画に掲載予定の他の事業は、事業名に「支援」という表現を用いておりません。そのため、事業名を「児童デイサービスの支援」から「児童デイサービス」に改めます。</p>	

児童デイサービスの仕組み

